

# 訴状

2024年1月22日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 榎本 清 印

## 【送達場所】

〒207-0022 東京都東大和市桜が丘1丁目1449番地の9  
オーベルグランディオ東大和 325

原告 榎本 清

電話 090-1884-5757

〒207-8585 東京都東大和市中心3丁目930

被告 東大和市

同代表 東大和市長 和地仁美

電話 042-563-2111（代表）

損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

訟物の価額 1,188,000 円

貼用印紙額 13,000 円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は損害賠償請求事件（事件番号 令和2年（ワ）第2710号、及び令和4年（ネ）2972号）の被告代理人たる橋本勇弁護士に対し1,188,000円、及びこれに対する損害賠償金支払いまでの年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は判決後速やかに「東やまと市報」に判決の主文と、東大和市民に対する謝罪文を掲載するとともに、再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講ぜよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第2 請求の原因

## 1 当事者

- (1) 原告は肩書地に居住する東大和市の住民である。
- (2) 被告は東大和市長の地位にあるものである。

## 2 本件財務処理の違法性

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所立川支部「令和2年（ワ）第2710号」）に係る控訴審（東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号）の報酬金として橋本弁護士から同市に2022年11月21日付の請求があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として2023年1月6日付で支払いに応じたものである。

しかし、前記訴訟の確定判決が通知されたのは2023年8月4日（最高裁判所第二小法廷 令和5年（オ）第418号・令和5年（受）第519号）である。すなわち2023年1月6日時点では損害賠償訴訟は確定しておらず、代理人弁護士に成功報酬を支払うことは違法な公金支出にあたる。

東大和市は1,188,000円及び2023年1月6日以降得るべきであった利子分について損害を受けた。よって、同市は橋本弁護士に支払った1,188,000円の返還と、2023年1月6日から返還済みまで年5分の割合による金員を同弁護士に対し支払請求する義務を負う。

なお、東大和市長は違法な支払いの事実について市民に公表、謝罪するとともに、改めて再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講じなければならない。

## 3 監査請求結果

東大和市監査委員による本件監査請求結果は以下のごとくであった。すなわち、東大和市長が東京平河法律事務所所属橋本弁護士と2022年7月4日に交わした委託契約書が東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件に係る事案であり、契約期間は契約締結日から控訴審が終了する日までとなっていることから、また、東大和市は最高裁判所への上告に際しては同弁護士との委託契約は行っていないことから本財務処理を適法とし、本件監査請求を棄却した。

しかしながら、最高裁の判断が示されるまでは本損害賠償訴訟は終結しておらず、確定判決のない2023年1月6日時点での成功報酬としての公金支出が違法であることに変わりはない。むしろ7月4日に両者間で締結された契約書、及び後日（現

時点では期日不明) 締結された成功報酬に関する協議書(後日「写し」提出予定)の内容そのものが違法とされねばならない。

#### 証拠方法

- 1 甲1号証 甲1号証 2022(令和4)年11月21日 弁護士 橋本勇報酬金請求書(写し)
- 2 甲2号証 2023(令和5)年1月6日 東大和市総務部文書課支出命令票(写し)
- 3 甲3号証 2023(令和5)年8月4日 最高裁判所第二小法廷「調書(決定)」(写し)

#### 附属書類

- 1 訴状副本
- 2 甲1号証・甲2号証・甲3号証(いずれも写し) 各1通
- 3 原告証拠所説明書(1)